

加盟国協議に諮られているISPM案について寄せられた御意見及びそれに対する対応

農林水産省ホームページによる意見募集期間：令和3年7月26日～8月20日

	ご意見の項目	ご意見内容	対応
1	ISPM 4「有害動植物無発生地域設定の要件」改正案	セクション 3.1は「PFA維持のための法令的枠組み」とのタイトルであるが、規制品目の移動制限、自然分散による侵入防止と侵入警戒調査、発見時の通報、規制品目の移入・移動に対するトレースなど必要な措置を実施するために、その裏付けとなる法令整備が必要なことが記載されていないため、このことを記載すべき。	頂いたコメントを踏まえて、IPPC事務局にコメントを提出したいと考えます。
2	ISPM 20「輸入規制制度のためのガイドライン」付属書案「個別の輸入許可の利用」	セクション3の「個別の輸入許可の使用が考えられる場合」について、パラ59「輸入後のトレーサビリティ及び管理が必要な場合」、パラ63「汎用的要求事項ではリスク管理が難しい場合」及びパラ62「汎用的要求事項が未制定の場合」は、概念的な事例を例示しており、その他の項目（パラ55、56、57、58及び61）は特定の品目を例示している。前者の3項目を主要な例示にし、その他の項目はそれらの一構成要素として例示するよう整理してはどうか。	頂いたご意見を踏まえて、IPPC事務局にコメントを提出したいと考えます。
3	ISPM 12「植物検査証明書」の再輸出に関する改正案	セクション5「輸出植物検疫証明書の項目の記入に関する指針と要件」の原産地欄への記載方法について、「原産地から別の場所へ移動し、そこで再梱包や保管したことにより規制有害植物に寄生または汚染にさらされる可能性がある場合、「原産地欄」にその場所を記載する」とされているが、原産地はあくまで一つではないか。また、原産地証明書等の他の書類との整合性を取らないと最終輸入国での通関で問題となることはないか。	以下の理由により、現行案で問題ないと考えます。 ② 原産地証明は、経済連携協定等の特惠原産地規則に基づき特惠税率を適用するため輸入国税関に提出する書類ですが、植物検疫証明書は、国際植物防疫条約に基づき病害虫の侵入及びまん延を防止することを目的として、輸入国の植物検疫当局に提出される書類であり、その目的が異なるため。 ① ISPM 12の本改正案は、植物検疫証明書の「原産地欄」の記載方法を変更するものではなく、記載に当たって考慮する点を明確化するものであり、改正により輸入国での通関に影響が出ることは想定されないため。
4	ISPM12「植物検査証明書」の再輸出に関する改正案	セクション5「輸出植物検疫証明書の項目の記入に関する指針と要件」のパラ220「権限を付与された担当官名、日付及び署名」について、これらの事項は「判別できる大文字で記入すべき(should)」とされているが、植物検疫証明書を大文字で記載する規定はなく、SPS協定上の義務にもなり得ないと理解するので、原文isが適当と考える。	植物検疫証明書に、「担当官名は判読可能な大文字で記載する」ということは、事実というよりも加盟国が実施すべき内容に該当すると考えますので、現行案shouldで問題ないと考えます。

	ご意見の項目	ご意見内容	対応
5	ISPM12「植物検査証明書」の再輸出に関する改正案	セクション6.1「再輸出証明書発行に対する考察」について、パラ235「到着国の植物検疫要求事項への適合が確信できること」が、パラ231「再輸出される荷口すべてが輸入されたものであること」及びパラ232「再輸出される荷口の性質が再輸出国で変わっていないこと」の追加要件 (in addition to) として記載されているが、パラ235は最も基本的な条件であることから、これらは並列で記載すべき。	頂いたご意見を踏まえて、IPPC事務局にコメントを提出したいと考えます。